

美馬市ホームページ有料広告掲載取扱要領

(趣旨)

第1条 この要領は、美馬市有料広告掲載取扱要綱（平成20年美馬市告示第23号。以下「要綱」という。）に基づき、美馬市ホームページ（以下「ホームページ」という。）に広告を掲載することについて、必要な事項を定めるものとする。

(広告の掲載の範囲)

第2条 広告の掲載の範囲は、要綱第3条の規定を準用するものとし、その広告の掲載を可とする決定を受けたもの（以下「広告主」という。）のホームページにリンクするものとする。また、その広告の直接のリンク先の内容についても、同条の規定を準用するものとする。

(広告の掲載位置及び規格)

第3条 広告は、バナー広告とし、掲載の位置は、ホームページのトップページとする。また、掲載枠の位置については、指定できないものとする。

2 バナーデータはJ P E G形式又はG I F形式（アニメーション可）で、大きさは横170×縦50ピクセル、20キロバイト以内のものとする。2枠分の掲載も可能とし、その場合は横170×縦100ピクセル、40キロバイト以内とする。

3 画像のA L T属性テキストは「広告：」で始め、全半角を問わず30文字以内とする。

4 市長は、広告の内容、デザイン、リンク先のホームページ内容等がこの要領等に違反していると判断したとき、あるいはそのおそれがあるときは、広告主に対して広告の内容等の変更を求めることができる。

(広告の掲載期間)

第4条 広告の掲載期間は、原則として1か月単位とし、複数月にわたる掲載も可能とする。

2 広告は、掲載開始日の午前9時から掲載を開始し、掲載終了日の午後5時をもって終了するものとする。ただし、指定の期日が、美馬市の休日定める条例（平成17年美馬市条例第2号）第1条第1項に規定する休日に当たる場合は、翌開庁日とする。

(広告の掲載料)

第5条 広告の掲載料は、1枠分掲載につき1か月1万円とする。ただし、3か月以上継続して掲載する場合は1か月8千円で、5か月以上継続して掲載する場合は1か月7千円で算出するものとする。なお、2枠分掲載の場合は、1枠分掲載で算出された金額に2を乗じた額とする。

(広告の掲載の申込み)

第6条 広告の掲載の申込みは、要綱第5条の規定を準用し、同条第1項に規定する美馬市有料広告掲載申込書及び美馬市ホームページ有料広告掲載申込明細書（別記様式）によるものとする。

2 申込みは、広告の掲載を希望する日の10日前までとする。

3 同一の広告主が申込みすることができる広告は、同時期に1件限りとする。

(その他)

第7条 この要領に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この要領は、平成20年4月1日から施行する。